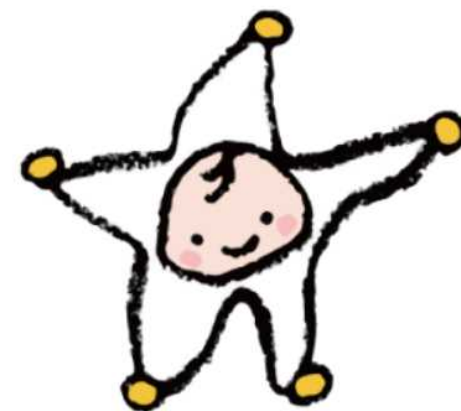




母子保健施策の動向について

こども家庭庁 成育局 母子保健課



本日の内容

1. こども家庭センターについて
2. 産後ケア事業について
3. 妊産婦のメンタルヘルス支援について
4. プレコンセプションケアについて
5. 母子保健DXについて
6. 研修事業等のご案内

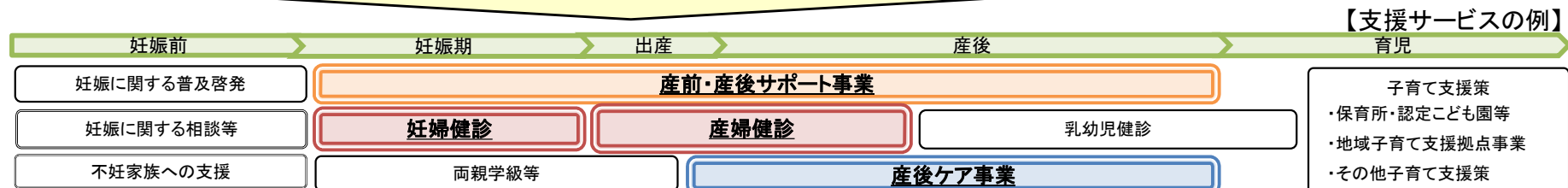
1. こども家庭センターについて

安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後を支援する体制

こども家庭センター（母子保健機能）を拠点として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の体制を確保し、**誰ひとり取り残すことなく妊産婦に対し、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後をサポート**します。

こども家庭センター（母子保健機能）による包括的な支援体制の構築

- ①妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ②妊娠・出産・育児に関する相談、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ④サポートプランの策定



妊婦健診の実施

妊婦に対し、14回程度の妊婦健診費用が公費助成されています。

産婦健診の実施

産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復や授乳状況の把握等を行う産婦健診を実施します。産婦健診の結果、支援が必要な産婦には、産後ケアなどを勧めます。

産前・産後サポート事業

妊娠・出産や子育てに関する悩みを抱える妊産婦等に対し、地域の子育て経験者やシニア世代の人たちなどが、気軽に話し相手になって相談に応じるなどの支援を行います。妊産婦等の孤立化を防ぐソーシャル・キャピタルの役割を担っています。

産後ケア事業

退院直後の母子に対し、短期入所、通所又は居宅訪問の形態により、助産師等が心身のケアや育児のサポートを行います。
令和元年の母子保健法改正により、市町村に実施の努力義務が課せられました。

多胎妊婦や多胎児家庭への支援

育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊婦や多胎児家族支援のため、
①育児等サポーターを派遣し、日常生活支援等を行うとともに、
②多胎児の育児経験者家族との交流会の開催、相談支援等を行います。

若年妊婦等への支援

予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等への身近な地域での支援として、NPO等も活用し、
①アウトリーチやSNS等による相談支援を行います。
②不安や金銭面の心配から医療機関受診を躊躇する特定妊婦等に対し、支援者が産科受診に同行するとともに、受診費用を補助します。
③行き場のない若年妊婦等に、緊急一時的な居場所を提供します。
(※本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市)

外国人妊産婦への支援

言葉の問題がある外国人の妊産婦の妊娠・出産等を支援するため、母子健康手帳の多言語版（10か国語に翻訳）を作成しています。

入院助産の実施

生活保護世帯など経済的な問題のある妊産婦に対して、所得の状態に応じ、指定産科医療機関（助産施設）における分娩費用の自己負担額を軽減する仕組み（入院助産制度）があります。

- ・上記の事業等のほか、医療保険から出産育児一時金として原則50万円が支給されます。
- ・国の制度以外でも、各自治体において、独自事業が実施されています。

こども家庭センターの設置とサポートプランの作成

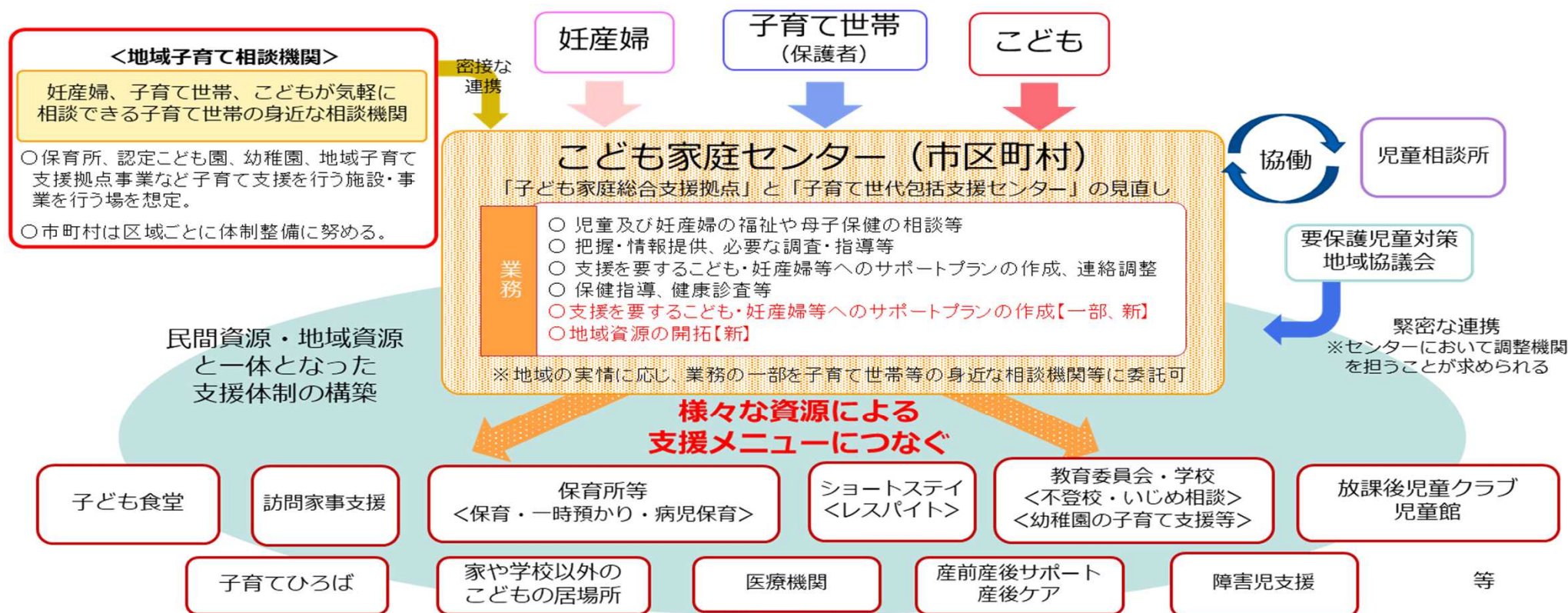
- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ

- ※ 令和6年度市区町村（こども家庭センター等）状況調査（全自治体対象）では、こども家庭センターを設置済みの市町村が917自治体（52.7%）であった。なお、未設置市町村824自治体のうち令和7年度に設置予定の市町村が365自治体、令和8年度に設置予定の市町村が171自治体、令和9年度以降に設置予定の市町村が35自治体、設置時期未定の自治体が229自治体であった。（令和6年10月1日時点）



2. 産後ケア事業について

産後ケア事業について

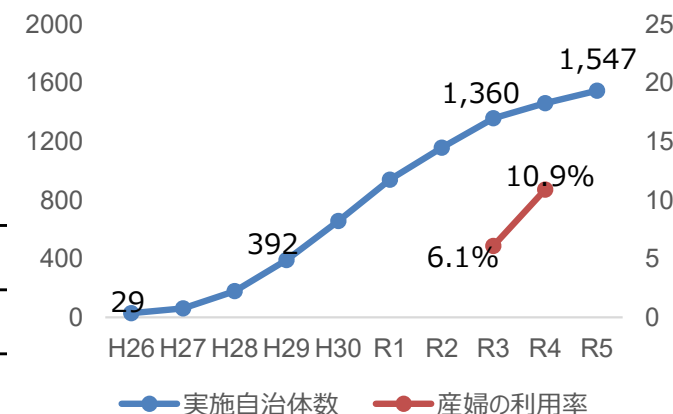
産後ケア事業（母子保健法第17条の2）とは

市町村が、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。

これまでの経緯

H26年度	・予算事業として創設（※平成26年度はモデル事業）
H28年度	・平成28年度事例集を作成
H29年度	・ガイドラインを作成
R 1 年度	・母子保健法の改正により、産後ケア事業を法定化（R3.4施行）
R 2 年度	・ガイドラインを改定
R 3 年度	・ 産後ケア事業の実施が、市町村の努力義務に（R 1 改正母子保健法の施行） ・産後ケア事業として行われる資産の譲渡等について、消費税を非課税に
R 4 年度	・ 住民税非課税世帯に対する利用料減免加算 （基準額：1回あたり5,000円）等を創設 ・産後ケア事業の体制整備のための事例集を作成
R 5 年度	・ ユニバーサルな事業であることを明確化（対象者を「産後ケア事業を必要とする者」に見直し） ・ すべての世帯に対する利用料減免加算 （基準額：1回あたり2,500円）や、都道府県の広域調整に関する補助事業を創設 ・「こども未来戦略」において、産後ケア事業の実施体制強化が盛り込まれる
R 6 年度	・ 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算を創設 ・国立成育医療研究センターにおいて、産後ケアに関するシンクタンクとしての役割を果たす事業を創設 ・ 産後ケア事業を「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けるため、子ども・子育て支援法を改正（R 7.4施行） ・ガイドラインを改定（ケアの内容の充実、安全に関する内容の追加等）
R 7 年度	・ 「地域子ども・子育て支援事業」として、都道府県負担の導入 （補助割合が国1/2・都道府県1/4・市町村1/4に ※R 6 以前：国1/2・市町村1/2） ・兄弟や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算等を創設

実施状況



産後ケア事業の提供体制の整備

【子ども・子育て支援法】

- 産後ケア事業（※）について、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするため次の課題への対応が急務。
（※） 出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業
- ① 受け皿拡大に当たり、市町村の管内では委託先が確保できない場合に、市町村の区域を超えた広域的な調整を都道府県が担う必要。
- ② 妊産婦のメンタルヘルスの対応のための関係機関のネットワーク体制の構築に当たり、医療体制を担う都道府県との連携が重要。
- 産後ケア事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付けることで、国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備を進める。

国 : 基本指針を定める。

都道府県 : 市町村事業計画の協議を受け確認する。また、基本指針に基づき都道府県事業計画を作成し、市町村の区域を超えた広域的な調整等を定めるよう努める。

市町村 : 基本指針に基づき市町村事業計画を作成し、量の見込みと提供体制の確保の内容等を定める。

国立成育医療研究センター
（※女性の健康ナショナルセンター）



自治体の取組を支援

○厚生労働省が実施する女性の健康に関するナショナルセンターの一環として、国立成育医療研究センターの成育医療等に関するシンクタンク機能を充実し、成育医療等の施策に関するデータ収集及び分析、施策のPDCAサイクルに関する提言、自治体・医療機関等における取組を推進するための支援、情報発信等を実施。

【事業内容】産後ケアに関するシンクタンクとしての役割を果たす

- 産後ケア事業に関する知見の収集、評価・分析、提言の作成、取組支援、質の担保の仕組み、人材育成や情報発信等

産後ケア事業ガイドライン（令和6年度）

背景

- 産後ケア事業ガイドラインについては、平成29年に策定され、令和2年に改定を行った。その後も事例集の紹介等が行われたほか、実施要綱の改定、通知の発出や調査研究等が実施されてきた。
- 今般、上記を踏まえ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の更なる充実を図るため、ガイドラインの改定を行った。

主な改定内容

1	事業の目的		最新の法改正や事務連絡・指針等にあわせた改定
2	実施主体	→	都道府県の広域支援の役割を追記
3	対象者	→	ユニバーサルサービスであることの明確化
4	対象時期		
5	実施担当者		
6	事業の種類		
7	実施の方法		
(1)	管理者		
(2)	短期入所（ショートステイ）型		
(3)	通所（デイサービス）型	→	ケアの内容について記載を追加
(4)	居宅訪問（アウトリーチ）型		
(5)	ケアの内容		
(6)	産後ケア等サービスに係る利用料		
8	安全に関する留意事項	→	安全に関する内容について記載を追加
9	留意すべき点		
10	実施者に対する研修		
11	事業の周知方法		
12	事業の評価		

最新の法改正や事務連絡・指針等にあわせた改定

都道府県の広域支援の役割を追記

ユニバーサルサービスであることの明確化

- 産後ケアを必要とするすべての母親が対象となるように表現を変更
- 幅広いニーズに沿うための利用促進を図る施策や、きょうだい児がいる場合や、医療的ケア児についての記載を追加 等

新たに見直しをはかった改定

ケアの内容について記載を追加

- これまで項目が箇条書きで記載されていたのみであったケアについて、具体的な内容を記載
- アセスメントに基づくケアプランの作成、利用終了後の振り返りや今後の支援への連携についての記載を追加 等

安全に関する内容について記載を追加

- 事故防止等に向けた安全対策（児の睡眠中のSIDS予防、児を預かる場合の留意点、緊急時の協力医療機関の選定、産後ケア事業の実施担当者による虐待等と疑われた事案を確認した場合の対応、重大事故発生時の対応等）について、市町村がマニュアルを作成し、委託事業者と共有・確認することを記載
- 重大事故発生時の対応について、最新の通知を踏まえた対応に更新

令和7年度予算 母子保健衛生対策推進事業委託費 2.8億円の内数（2.8億円の内数）

1 事業の目的

- 令和5年3月に閣議決定された成育医療等基本方針において、「こどもやこどもを養育する者等の視点も踏まえつつ、成育医療等の提供に関する施策に係る知見の収集・分析等の調査研究を推進するとともに、施策の推進に関する提案や施策の進捗状況や実施体制等に係る客観的な評価、地方公共団体の取組の支援や人材育成等を行うシンクタンク機能の充実を図る。」と記載されている。
- 令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略の加速化プランにおいて、「女性が、妊娠前から妊娠・出産後まで、健康で活躍できるよう、国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究や、プレコンセプションケアや産後ケア事業を含む成育医療等の提供に関する研究等を進める」と記載されている。
- 新たに「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせる**国立成育医療研究センターにおける、成育医療等に関するシンクタンク機能の充実**を図る。

2 事業の概要

◆ 内容

- 成育医療等に関する科学的・専門的な知見を有する国立研究開発法人国立成育医療研究センターにおいて、成育医療等の施策に関する知見の収集及び分析、施策のPDCAサイクルに関する提言、自治体・医療機関等における取組を推進するための支援、情報発信の推進等の成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等を推進。
- 主として、以下のテーマに係る研究・データ分析の実施、施策の推進を支援。

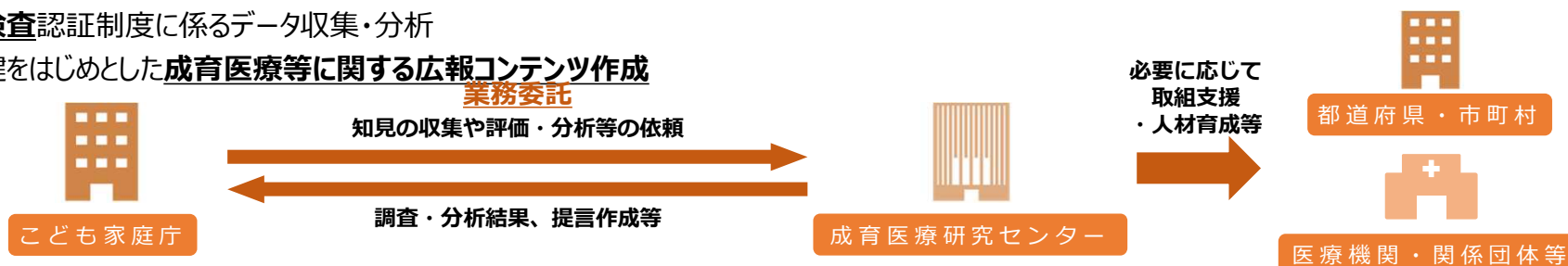
① **産後ケア事業やプレコンセプションケア**をはじめとする成育医療等の提供に関する知見の収集、評価・分析、提言作成、取組支援、人材育成等

② **予防のためのこどもの死亡検証（CDR）**に係る体制整備支援

③ **出生前検査**認証制度に係るデータ収集・分析

④ 母子保健をはじめとした**成育医療等に関する広報コンテンツ作成**

◆ 事業イメージ



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
- ◆ 補助率：定額

産後ケア事業に関する有識者検討会議（産後ケア事業多職種連携協議会） の設置について

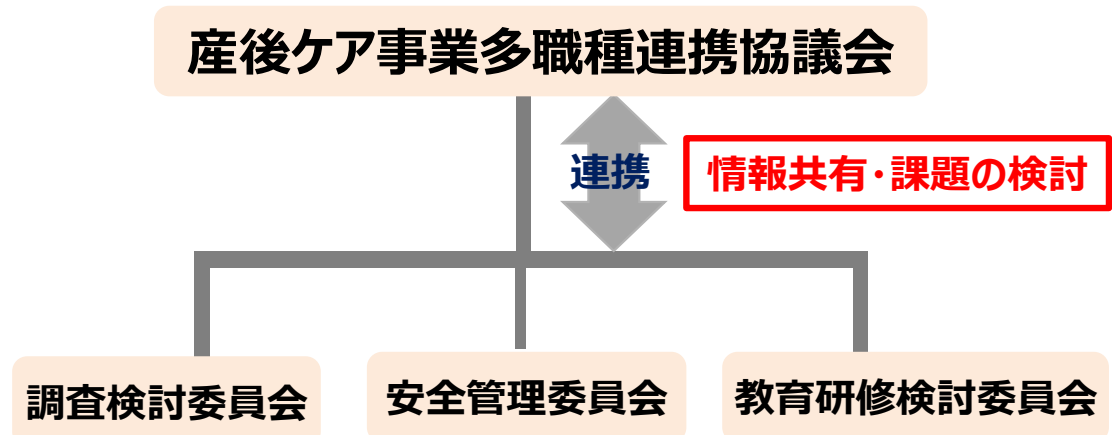
設置目的

- 産後ケア事業は、助産師をはじめとした看護職を中心に、様々な専門職種が互いの専門性を活かしながら、チームとして働きかけることが不可欠であり、事業のあり方を多職種自らが議論し検討していくことが重要である。
- 産後ケア事業の安全性とケアの質等について、多面的かつ定期的に評価・検討することを目的として、令和6年度より、多職種の関係団体等による「産後ケア事業多職種連携協議会」を設置。

参加団体（五十音順）

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本看護協会
公益社団法人日本産婦人科医会
公益社団法人日本小児科医会
公益社団法人日本助産師会
全国保健師長会
日本産前産後ケア・子育て支援学会
日本周産期メンタルヘルス学会

- ・ 協議会（年2～3回程度）と、具体的な課題等を検討する委員会（調査検討委員会、安全管理委員会、教育研修検討委員会）から構成。
- ・ 協議会は、産後ケア事業に関する有識者団体の代表者で構成。
- ・ 事務局等運営支援を国立成育医療研究センターが実施。



※「成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等推進事業」において実施

産後ケア事業多職種連携協議会ホームページ

- 自治体・関係団体や事業者への情報共有及び発信の場として、産後ケア事業多職種連携協議会ホームページを作成。
- 「多職種連携協議会について」、「産後ケア事業関係者用ページ※」、「リンク集」を掲載しており、今後、順次追加予定。
※都道府県・市区町村の母子保健担当者、自治体の委託を受けている産後ケア事業の事業者等に対し、専用ID及びパスワードを周知。
URL : https://www.ncchd.go.jp/center/activity/sangocare_kyogikai/

多職種連携協議会について

- 産後ケア事業とは
- 産後ケア事業多職種連携協議会とは
 - ・ 設立目的
 - ・ 協議会の組織
- 委員会組織
 - ・ 調査検討委員会
 - ・ 安全管理委員会
 - ・ 教育研修検討委員会

産後ケア事業関係者用ページ

- 産後ケア事業に関する動画
産後ケア事業の提供者として習得しておきたい知識や技術をまとめたもの。
 - ・ 産後ケア事業ガイドラインについて
 - ・ 妊婦のメンタルヘルスの基礎～心理社会的変化の理解～
 - ・ メンタルヘルスに不調を抱えた母親への対応に関する行政・事業者との連携と課題
 - ・ 産後ケア利用者からよく聞かれる相談や不安の内容と対応 等
- 事例集
産後ケア事業において発生する可能性のある架空の事故事例と、その予防策・発生時の初期対応策等をまとめたもの。
 - ・ 産後の異常出血
 - ・ 乳児の転落（母乳測定時や児の体重測定時）

リンク集

- 産後ケア事業ガイドライン
- 産後ケア事業多職種連携協議会の参加団体
- こども家庭庁の関連ページ



健やか親子21公式ウェブサイト 産後ケア事業ページ

「産後ケア事業」紹介動画（一般向け）及び紹介チラシ（自治体向け）等を掲載

URL : <https://sukoyaka21.cfa.go.jp/sango-care/>



産後ケア事業を利用したい方

産後ケア事業に関する動画等を掲載しています。

- 「産後ケア事業」紹介動画（ロングver/ショートver）を掲載
- 健やか親子21公式ウェブサイトのほか、こども家庭庁の各種SNSにも掲載

Youtube : https://youtu.be/jPfl6_GxIgI (ロング)

<https://youtube.com/shorts/HGXouct9wQA> (ショート)

X : <https://x.com/KodomoKatei>

Instagram : <https://www.instagram.com/kodomo.katei/>



ロングVer. [約2分30秒]



ショートVer. [30秒]



自治体／

自治体から委託を受けている事業者の方

産後ケア事業リーフレットや関連通知等を掲載しています。

- 自治体の実施状況に応じて活用可能な「産後ケア事業」紹介チラシを掲載
- 産後ケア事業ガイドラインをはじめ、産後ケア事業に係る関連通知等を掲載



令和7年度予算 子ども・子育て支援交付金 66.5億円（一）

※令和6年度までは母子保健医療対策総合支援事業として実施（令和6年度予算額：60.5億円）【平成26年度創設】

事業の目的

- 出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業のユニバーサル化を目指す。こども家庭センターや伴走型相談支援との連携により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供を行う。

※ 「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

事業の概要

◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

◆ 内 容

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。

◆ 実施方法・実施場所等

- （1）「宿泊型」・・・病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施（利用期間は原則7日以内）
- （2）「デイサービス型」・・・個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- （3）「アウトリーチ型」・・・実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

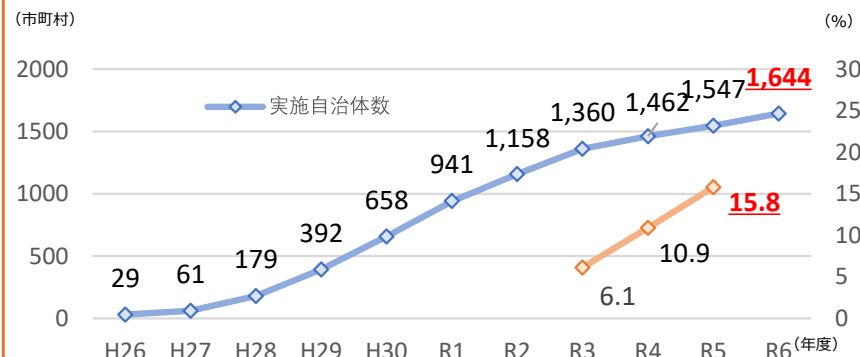
【補助率】国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

※都道府県負担の導入（R6以前は、国1／2、市町村1／2）

【補助単価】

- （1）デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,788,000円
- （2）宿泊型 1施設あたり月額 2,605,700円
- （3）①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～） 1回あたり 5,000円
②上記①以外の世帯に対する利用料減免（R5～） 1回あたり 2,500円
- （4）24時間365日受入体制整備加算（R4～） 1施設あたり年額 2,943,600円
- （5）支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算（R6～） 1人当たり日額 7,000円
- （6）兄弟や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算【拡充】
1施設あたり月額 174,200円
- （7）宿泊型について、夜間に職員配置を2名以上に行っている施設への加算【拡充】
1施設あたり月額 244,600円

事業の実績



※ 実施自治体数は変更交付決定ベース

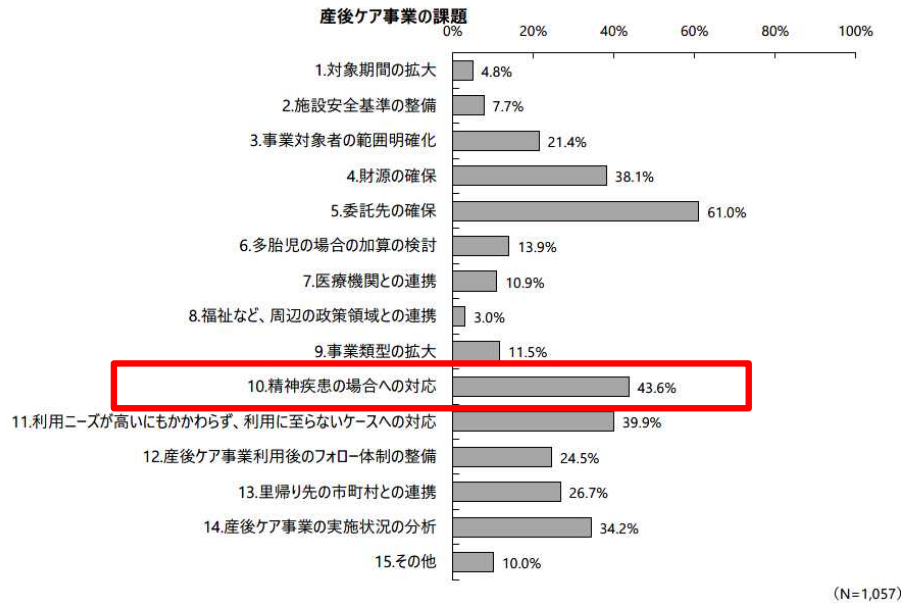
※ 産婦の利用率の算出方法

宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の各利用実人数の合計 / 分娩件数

3. 妊産婦のメンタルヘルス支援について

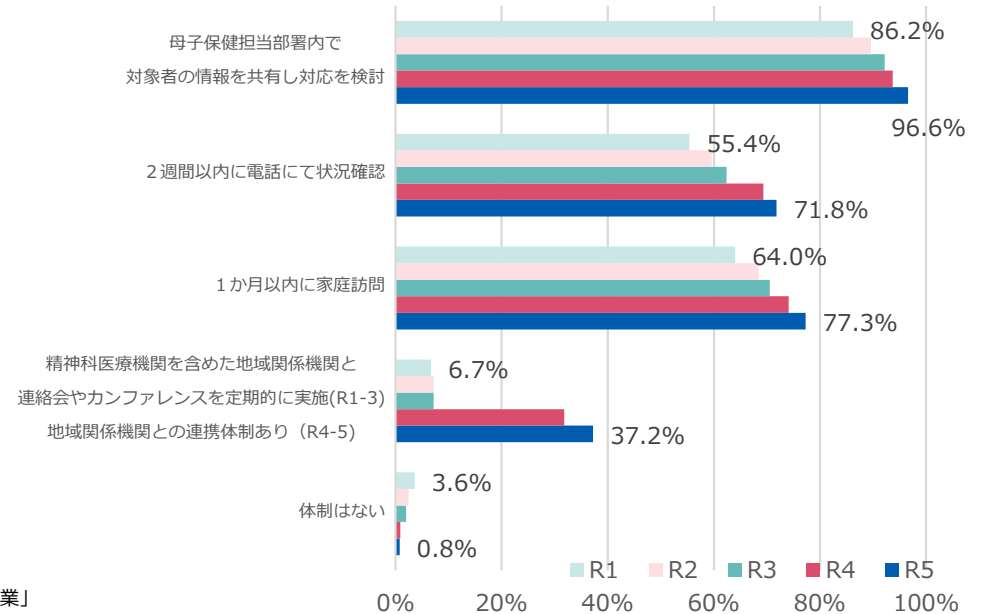
妊産婦のメンタルヘルスに関する調査結果

産後ケア事業の課題



令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「産後ケア事業及び産婦健康診査事業等の実施に関する調査研究事業」
(補助先：株式会社野村総合研究所)

産後のメンタルヘルスハイリスク褥婦へのフォロー体制（市町村 n=1741）



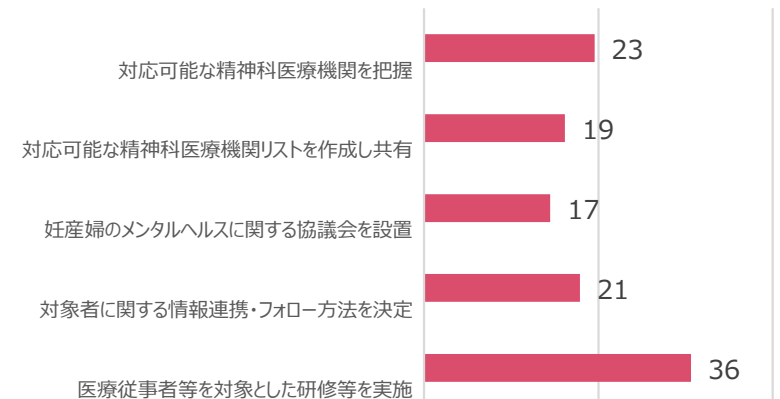
メンタルヘルスに課題を抱える褥婦の状況

項目	人数
産後1か月までにEPDSを実施した褥婦の人数	498,573
産後1か月までのEPDSが9点以上の褥婦の人数	48,705

EPDSが9点以上の褥婦の割合は**9.8%**

令和5年度母子保健事業の実施状況等調査

産後のメンタルヘルスへの対応（都道府県 n=47）



令和1-5年度 母子保健事業の実施状況等調査

令和7年度予算 1.1億円 (一)
【令和5年度補正創設】

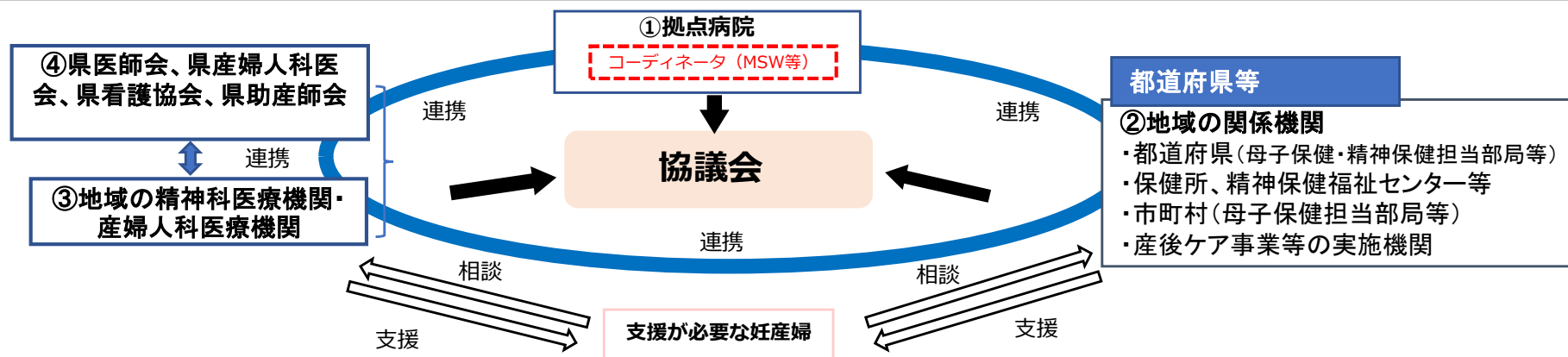
事業の目的

- 妊産婦のメンタルヘルスに対応するため、都道府県の拠点病院を中核とし、地域の精神科医療機関等と、精神保健福祉センター、保健所、市町村（母子保健担当部局・こども家庭センターなど）、産婦健診・産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関が連携するためのネットワーク体制の構築を図る。

事業の概要

都道府県において、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る中核的な精神科医療機関（拠点病院）等に、妊産婦等のメンタルヘルス支援に関するコーディネータを配置し、各精神科医療機関や産婦人科医療機関、地域の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る（都道府県事業）。

- 1) 拠点病院(①)や都道府県、関係者・関係機関(②～④)による協議会を設置・開催し、情報の共有、地域における連携体制・役割分担の決定など、妊産婦のメンタルヘルスの課題に対応する体制の整備
- 2) 妊産婦の診療に対応可能な地域の精神科医療機関(③)リストの作成、支援が必要な妊産婦を把握した場合のフォロー体制図や情報連携様式等の作成
- 3) 支援が必要な妊産婦を地域の精神科医療機関(③)での適切な受診や必要な支援につなげるために、拠点病院等に配置されたコーディネータによる相談対応や、関係者による症例検討の実施
- 4) ③において妊産婦のメンタルヘルスに関する医学的判断、対応に迷う事例があった場合、拠点病院(①)への医学的な相談や診療の依頼
- 5) 必要に応じ、拠点病院(①)から、地域の精神科医療機関等(③)や地域の関係機関(②)への専門家の派遣 ※産科医療機関等から精神科医療機関への派遣を含む
- 6) 妊産婦のメンタルヘルスに関する研修や普及啓発、情報提供等



実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県 ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2 ◆ 補助単価：月額 1,317,000円

4. プレコンセプションケアについて

プレコンセプションケアに関する政府方針

成育医療等基本方針（改定）（令和5年3月22日閣議決定）＜抜粋＞

Ⅱ 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた性と健康の相談支援等を行う「性と健康の相談センター事業」の推進等により、男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すプレコンセプションケアを推進する。特に、若年女性の痩せは骨量減少、低出生体重児出産のリスク等との関連があることを踏まえ、妊娠前からの望ましい食生活の実践等、適切な健康管理に向けて、各種指針等により普及啓発を行う。

こども未来戦略 ～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～（令和5年12月22日閣議決定）＜抜粋＞

Ⅲ 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

女性が、妊娠前から妊娠・出産後まで、健康で活躍できるよう、国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究や、プレコンセプションケアや産後ケア事業を含む成育医療等の提供に関する研究等を進めるとともに、基礎疾患のある妊産婦や妊娠を希望する女性等に対する妊娠と薬に関する相談支援を進める。

経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）＜抜粋＞

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

（1）全世代型社会保障の構築

相談支援等を受けられるケア体制の構築等プレコンセプションケアについて5か年戦略を策定した上で着実に推進する。

プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会 ～性と健康に関する正しい知識の普及に向けて～

概要

- 経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和6年6月21日閣議決定）に「相談支援等を受けられるケア体制の構築等プレコンセプションケアについて5か年戦略を策定した上で着実に推進する。」旨が盛り込まれた。
- こうした点を踏まえ、有識者の参集を得て会議（ハイブリッド、マスコミフルオープンを想定）を設け、プレコンセプションケアに係る課題と対応について整理を行い「プレコンセプションケア5か年パッケージ（仮称）」の策定を行う。
- 令和7年度以降は、「5か年パッケージ」を踏まえた施策を着実に実施し、実施状況等を会議で定期的に報告し、更なる充実につなげていく。

主な議題

- 性や妊娠に関する正しい知識の普及と情報提供のあり方
- 妊娠を考える方の健康管理に関する相談支援のあり方

構成員（敬称略）

公益社団法人 日本栄養士会 常務理事

・阿部 絹子

国立成育医療研究センター 理事長

・五十嵐 隆（座長）

公益社団法人 日本看護協会 常任理事

・井本 寛子

公益社団法人 日本産科婦人科学会 副理事長

・大須賀 穰

公益社団法人 日本助産師会 理事

・落合 直美

狛江市教育委員会 教育長

・柏原 聖子

政策研究大学院大学 保健管理センター 所長・教授

・片井 みゆき

国立成育医療研究センター 女性の健康総合センター センター長

・小宮 ひろみ

医療法人社団栄賢会 梅ヶ丘産婦人科 ARTセンター長

・齊藤 英和

公益社団法人 日本産婦人科医会 常務理事

・相良 洋子

山梨県 子育て支援局子育て政策課 課長

・篠原 孝男

京都府 健康福祉部 副部長（子育て・福祉担当）

・東江 赴欣

認定NPO法人 ピッコラーレ 代表理事

・中島 かおり

株式会社ベネッセクリエイティブワークス 編集事業本部 たまごクラブエキスパートエディター

・中西 和代

特定非営利活動法人 manma 理事

・新居 日南恵

公益社団法人 日本医師会 常任理事

・濱口 欣也

公益社団法人 日本小児科医会 業務執行理事

・林 泉彦

北海道大学 大学院医学研究院公衆衛生学教室 准教授

・前田 恵理（副座長）

公益社団法人 日本小児保健協会 会長

・山縣 然太郎

検討スケジュール

令和7年春頃までに推進会議を4、5回程度開催し、「プレコンセプションケア5か年パッケージ（仮称）」の取りまとめを行う予定。

プレコンセプションケア推進5か年計画（概要）

～性と健康に関する正しい知識の普及と相談支援の充実に向けて～

背景と経緯

- 「成育医療等基本方針(令和5年3月改定)」にプレコンセプションケアの推進についての方針が定められたほか、「経済財政運営と改革の基本方針2024」に「相談支援等を受けられるケア体制の構築等プレコンセプションケアについて5か年戦略を策定した上で着実に推進する」旨が盛り込まれた。
- 若い世代が自分の将来を展望する際に、性や健康・妊娠に関する正しい知識の取得方法や、相談する場所・手段について、必ずしも広く知られていない現状を踏まえ、「**プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会 ～性と健康に関する正しい知識の普及に向けて～**（座長：五十嵐隆国立成育医療研究センター理事長）」において、プレコンセプションケアに係る課題と対応について整理を行い、「**プレコンセプションケア推進5か年計画**」を策定。

プレコンセプションケアの概念及び 現状・課題とその対応にあたっての基本的な考え方

1. プレコンセプションケアに関する概念の普及

- プレコンセプションケアは「**性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う**」概念であるが、言葉自体や概念についての認知度は低い。
- 思春期から成人期に至るまで、性別を問わず**全ての人が、発達段階や状況に応じてプレコンセプションケアという概念を知り、それに関する知識について、適切に身につけることは重要。**

2. プレコンセプションケアに関する相談支援体制の充実

- プレコンセプションケアに関する相談先として、自治体における「性と健康の相談センター」等があるが、広く知られていない現状がある。
- 若い世代の方が、より相談しやすくなるような体制づくりが必要。

3. 専門的な相談支援体制の強化

- 基礎疾患のある女性が、説明を受けないまま、妊娠する方がいる実情や、かかりつけ医等と産婦人科医の連携が不十分という指摘も。
- 産婦人科以外の医師もプレコンセプションケアに関して十分な知識を持つとともに、かかりつけ医等と産婦人科医の必要な連携に資する情報提供資料が必要である。**

取組推進にあたって

- プレコンセプションケアの推進にあたっては、**若い世代の意見を聴き**、当事者のニーズに沿った取組を実施し**施策の効果を定期的に評価**。
- 国は、国立成育医療研究センターと連携し技術的に支援、自治体は国の「5か年計画」を参考に「**地方版推進計画**」を策定する等計画的に推進。

今後5年間の集中的な取組

〈目標〉
認知度 80%
プレコンサポーター
5万人以上

対象者層

全ての世代の方々

妊娠・出産を含めた
性や健康に関する相談を
したい方

専門的な
相談を
したい方

性や健康に関する正しい知識の普及と情報提供

- ★SNS等を活用した積極的な情報発信。
- ★**プレコンセプションケアの普及に係る人材（プレコンサポーター）を育成**するとともに、啓発資料の作成等、自治体・企業・教育機関等における**講演会等の開催支援**。

〈目標〉
相談窓口認知度
100%

相談支援の充実（一般相談）

- ★「性と健康の相談センター」等プレコンセプションケアに関する**一般的な相談ができる窓口の認知度を推進**。
- ★**身近な地域において医療機関等も含め、専門家による相談支援体制の整備を図る**。
- ★夜間休日対応の実施や、電話・オンライン相談、メールやSNSの活用等、**相談者の利便性に配慮**。

〈目標〉
専門相談医療機関数
200以上

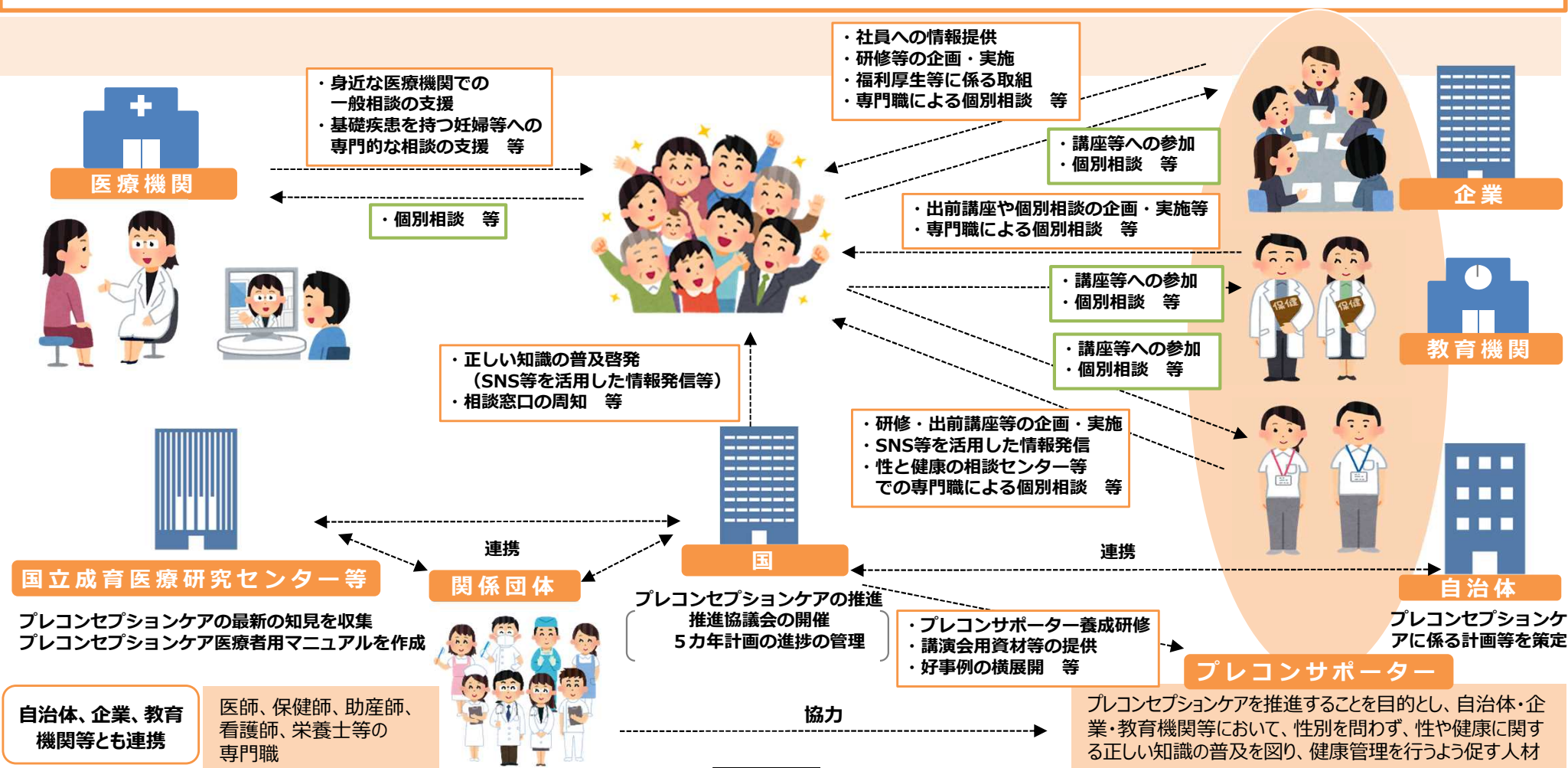
相談支援の充実（専門相談）

- ★基礎疾患を有する方等が、医療機関等でプレコンセプションケアに関する相談ができるよう、**全国に相談窓口を展開**するとともに、専門外の医師の適切な対応にも資するよう、**医療者用相談対応マニュアルを作成し、周知**。

プレコンセプションケア推進5か年計画を踏まえた支援体制

- 「プレコンセプションケア推進5か年計画」を踏まえた今後5か年の集中的な取り組みとして、国、地方公共団体、企業、教育機関、国立成育医療研究センター等の専門機関及び関係団体が、それぞれの役割に応じて、以下の取組を中心に、着実にプレコンセプションケアを推進していくことが期待される。

- ・性や健康・妊娠に関する正しい知識の積極的な普及と情報提供
- ・プレコンセプションケアに関する相談支援の充実（一般相談）
- ・プレコンセプションケアに関する医療機関等における相談支援の充実（専門相談）



性別を問わず全ての世代の人が、プレコンセプションケアについての知識を持ち、実践することができる社会へ

プレコンセプションケア推進 5 年計画指標一覧

(国が実施する今後 5 年間の集中的な取組)

III. 1. 性や健康・妊娠に関する正しい知識の積極的な普及と情報提供			
項目	指標	現在	5年後の目標
プレコンセプションケアに関する知識の深化	若い世代におけるプレコンセプションケアの概念の認知度	1割以下	80%
プレコンセプションケアの普及に係る人材育成	プレコンサポーターの人数	—	5万人以上
自治体・企業・教育機関等でのプレコンセプションケアについての取組のサポート	自治体における性と健康の相談センター事業の実施率（連携して行う場合を含む）	約70% （※1）	100%
	企業におけるプレコンセプションケアに関する取組の実施率	約30% （※2）	80%
III. 2. プレコンセプションケアに関する相談支援の充実（一般相談）			
	若い世代における一般的な相談窓口の認知度	—	100%
III. 3. プレコンセプションケアに関する医療機関等における相談支援の充実（専門相談）			
	プレコンセプションケアに関する専門的な相談ができる医療機関数	約60機関 （※3）	200以上

※1 90/129自治体（令和4年度変更交付ベース）

※2 令和6年度健康経営度調査に回答した大規模法人3,869社中

※3 参考：妊娠と薬外来の拠点病院は57か所（令和6年3月時点）

5. 母子保健DXについて

こどもまんなか こども家庭庁 母子保健DXについて

母子保健DXとは

手段：全国共通の**情報連携基盤（PMH*）**や**電子版母子健康手帳（いわゆるスマートフォンの母子手帳アプリ）**を活用することで、

目標：①スマートフォンでの**健診受診・健診結果の確認**や**プッシュ型支援**、**里帰りの際の煩雑な手続きの改善**等を実現し、

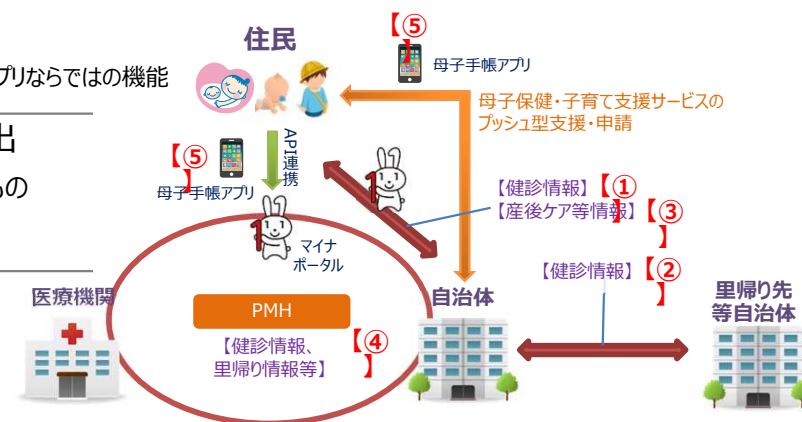
②住民の利便性の向上や必要な支援へのつなぎ、自治体・医療機関の事務負担の軽減、母子保健情報の利活用を目指す

* Public Medical Hub

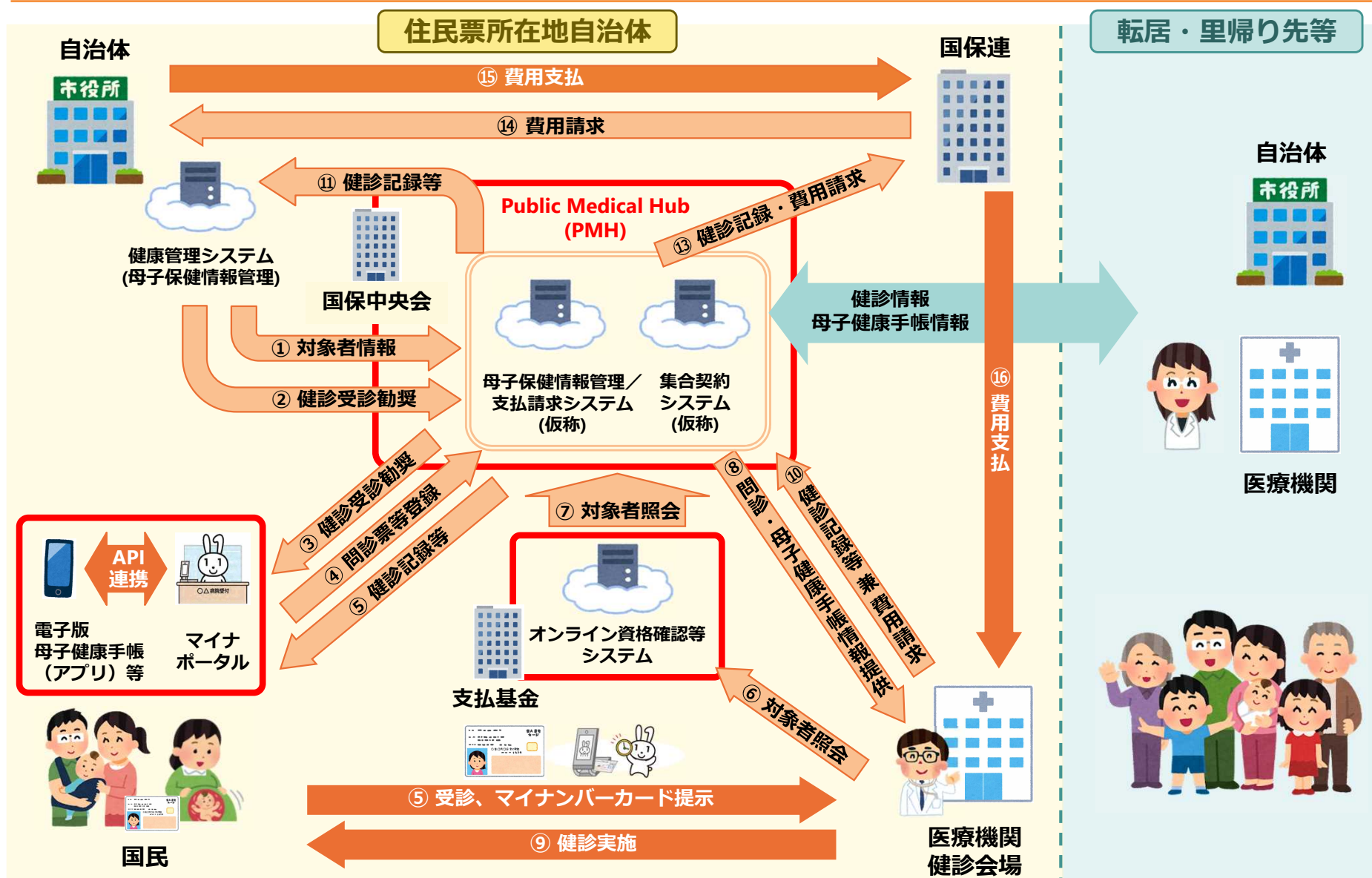
これまでの経緯、今後の進め方

R2年度	自治体がデータ化した乳幼児・妊婦健診の情報（一部）を ・ PHRの観点からスマートフォン等(マイナポータル)で閲覧可能に【①】 ・ 中間サーバを介して自治体間で共有可能に【②】
R4年度	マイナポータルで閲覧可能な 母子保健情報の項目の拡充（産後ケア、新生児訪問指導等）を整理* 【③】 ※ 併せて、約10年ぶりに母子健康手帳の内容の大幅見直しを議論（⇒ 令和5年4月～府令様式改正）* R6.6にデータ標準レイアウトに反映し、 ※産後ケアの実施内容や、こども家庭センター等相談機関の利用記録等を追加
R5年度	デジタル庁が、住民、自治体、医療機関で母子保健情報を迅速に共有・活用するための 情報連携基盤（PMH）を構築
R6年度	・ 母子保健DXを実現するための改正母子保健法が成立 ・ PMHを活用した乳幼児・妊婦健診の先行実施を複数の自治体で開始【④】 ※ 併せて、産婦健診や里帰りに係る機能拡張や電子カルテとの連携を検討 ・ 住民とPMHとの接続の利便性向上、プッシュ型支援の実現を目指し、 電子版母子健康手帳の持つべき機能*等を議論【⑤】* 紙の手帳の機能+アプリならではの機能
R7年度	・ R6年度の議論を踏まえ、電子版母子健康手帳のガイドライン※等を発出 ※バンダー・自治体に、アプリとして持つべき機能やセキュリティ要件等について提示するもの ・ PMHの更なる機能拡張（集合契約・費用請求等に係るシステム等）
R8年度～	電子版母子健康手帳の普及を含む母子保健DXの全国展開

<母子保健DXのイメージ図>



妊産婦健診・乳幼児健診事務のデジタル化について - デジタル化後のイメージ（将来像）



電子版母子健康手帳ガイドライン（仮称） 策定に向けた検討会

※令和5年度補正予算「母子保健デジタル化先行運用事業」内で開催

第5回こども家庭審議会成育医療等分科会

令和7年3月12日

資料1-1

概要

- 母子保健法に基づき市町村が交付する**母子健康手帳については、現状、紙の手帳の交付及び記載を前提として運用**されている。
- 現状すでに半数以上の自治体で電子母子保健ツールが導入されており、こうしたツールの導入により住民の利便性の向上や自治体の業務効率の改善が期待されている。また、今般、母子保健情報を住民、医療機関、自治体の間で迅速に共有・活用するための情報連携基盤（PMH：Public Medical Hub）が構築されたところ。
- こうした点を踏まえ、**将来的に電子版母子健康手帳を原則とすることを目指し**、電子版母子健康手帳に係る課題と対応について整理を行い「**電子版母子健康手帳ガイドライン（仮称）の素案を作成すべく、有識者の参集を得て検討会を開催し、令和6年7月から令和7年1月までに、計5回の議論を行った。**
- 本検討会の議論の取りまとめを踏まえ、**令和7年度に「電子版母子健康手帳ガイドライン（仮称）」等を発出し、令和8年度以降の電子版母子健康手帳の普及**につなげる。

主な論点

- 電子版母子健康手帳間のデータ連携の在り方
- 電子化された母子健康手帳が最低限持つべき機能
- 母親や、母親以外の保護者等（支援者を含む）とこどもの情報共有や管理の在り方
- 今後の紙の母子健康手帳の位置づけ 等

構成員

石田 淳子 東京都府中市 子ども家庭部 こども家庭支援課 課長
日本公衆衛生協会（全国保健師長会）
落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
金子 由佳 長崎県波佐見町 子ども・健康保険課 健康増進班 係長
金本 昭彦 保健医療福祉情報システム工業会（JAHIS）
保健福祉システム部会 福祉システム 委員長
兼 P H R 検討タスクフォース リーダー
近藤 英治 公益社団法人 日本産科婦人科学会 周産期委員会委員
熊本大学大学院 生命科学研究部 産科婦人科学講座教授
鈴木 俊治 公益社団法人 日本産婦人科医会 常務理事
竹原 健二 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター政策科学研究部 部長
谷川 一也 株式会社ミラボ 代表取締役（一般社団法人こどもDX推進協会 推薦）
砥石 和子 公益社団法人 日本助産師会 常任理事

中西 和代 株式会社ベネッセクリエイティブワークス (50音順・敬称略)
ムック・WEB編集部 たまひよ企画編集局
永光 信一郎 公益社団法人 日本小児科学会 福岡大学医学部 小児科主任教授
畑中 洋亮 一般財団法人GovTech東京業務執行理事
兼 最高戦略責任者
早川 ひと美 公益社団法人 日本看護協会 神戸研修センター 教育研修部部長
帆足 和広 株式会社エムティーアイ 執行役員（PHRサービス事業協会 推薦）
堀川 美和子 公益社団法人 日本小児保健協会
国立成育医療研究センター 総合診療科
三平 元 公益社団法人 日本小児科医会 業務執行理事
森田 圭子 特定非営利活動法人 ホームスタート・ジャパン
◎山縣 然太郎 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 成育こどもシンクタンク 副所長
山本 秀樹 公益社団法人 日本歯科医師会 常務理事
渡邊 亜津砂 愛媛県西条市 こども健康部 健康医療推進課 副課長
渡辺 弘司 公益社団法人 日本医師会 常任理事

電子版母子健康手帳ガイドライン（仮称） 策定に向けた検討会 取りまとめ（概要）

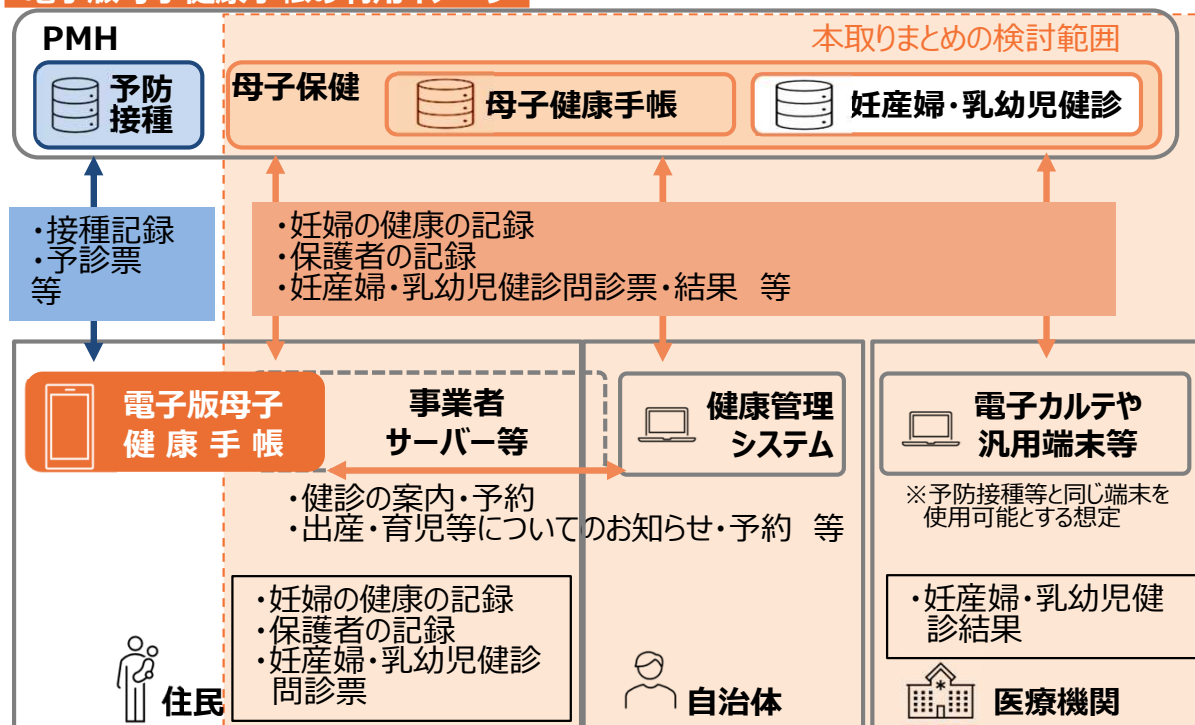
経緯

- 令和6年6月の「デジタル行財政改革とりまとめ」において、「電子版母子健康手帳を原則とすることを目指し、2024年度から課題と対応を整理したうえで、2025年度にガイドライン等を発出し、2026年度以降の電子版母子健康手帳の普及につなげる」こととされた。
- 令和6年7月から令和7年1月にかけて「電子版母子健康手帳ガイドライン（仮称）策定に向けた検討会」（全5回）を行い、課題の整理を行った。

検討の背景

- 地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化等の動きや、マイナ保険証・オンライン資格確認の普及、住民、医療機関、自治体の間で迅速に共有・活用するための情報連携基盤（PMH※）の整備が進んでいる状況を踏まえて、電子版母子健康手帳の在り方について検討し、取りまとめた。 ※Public Medical Hub

電子版母子健康手帳の利用イメージ



※イメージ図のため、詳細なシステム間のやり取りは省略

電子版母子健康手帳のメリット（例）

- 関係者間での情報共有が容易になる
- 災害時や救急時等にも、医療機関受診時に、マイナ保険証による認証により、紙の母子健康手帳がなくても、母子健康手帳の情報を医療機関が閲覧できる
- 各住民の個別の状況に応じたプッシュ通知が可能

保存する情報・アプリ等のデータポータビリティについて

- 電子版母子健康手帳に記載される事項のうち、
 - ✓ 府令様式等の内容
 - ✓ 「今までにかかった主な病気」等は、PMHに保存する。これにより、転居等のために利用するアプリが変わった際にも同じ情報を利用できることとなる。

母児の情報の取扱い

- 児の出生後、母の情報を児の情報と一体として扱えるようにすることが必要（母の同意に基づき、児のマイナ保険証により扱える仕組みを検討。）。

電子版母子健康手帳への移行について

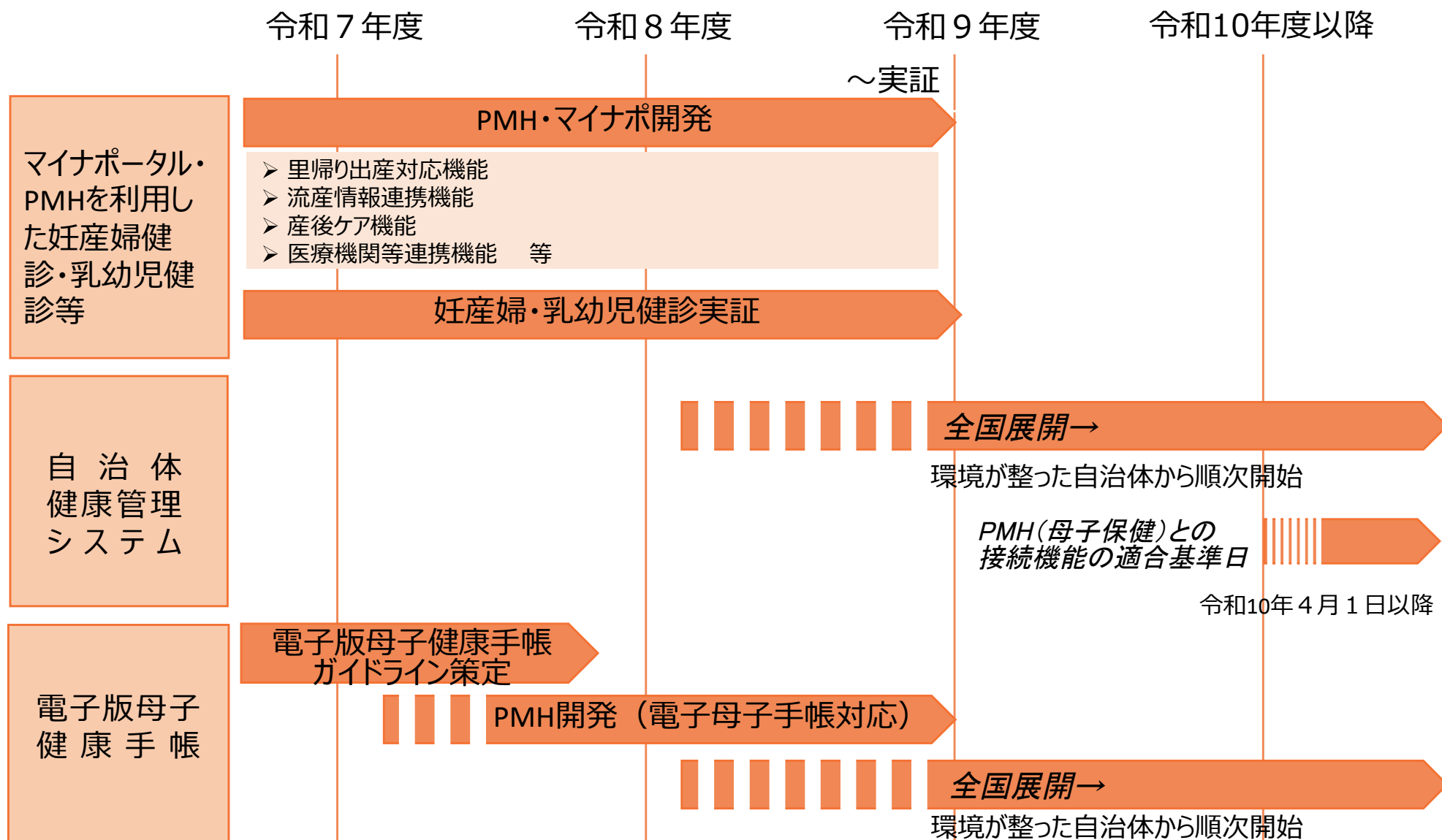
- 母子健康手帳が利用されることが想定される市町村内外のすべての関係機関において、情報が閲覧可能なことが必要。
- 紙の母子健康手帳の併用等により、関係者と合意形成を行いつつデジタル化を進めていくことが重要。
- 今後、本取りまとめを踏まえ、令和7年度には「電子版母子健康手帳ガイドライン（仮称）」の策定を進めていく必要がある。

今後想定されるスケジュール

第5回こども家庭審議会成育医療等分科会

令和7年3月12日

資料1-1



※ PMH: Public Medical Hub

6. 研修事業等のご案内

母子保健指導者養成研修

タイトル	研修内容（一部抜粋）
研修 1 5 歳児健康診査に関する研修 ※本テーマのみ対面研修（8/25） + オンデマンド配信	・ 5 歳児健康診査の実施内容及び健診後のフォローアップ ・ 5 歳児に必要な保健指導の内容 ・ 事例紹介 ・ グループワーク（対面研修のみ）
研修 2 こども家庭センターに関する研修	・ 効果的なリスクアセスメントシートの活用 ・ 母子保健と児童福祉との一体的支援 ・ 事例紹介
研修 3 妊産婦のメンタルヘルスに関する研修	・ 周産期メンタルヘルスの基礎知識、精神科医療機関との連携 ・ 流産支援を経験した女性への支援 ・ 事例紹介
研修 4 乳幼児に対する支援に関する研修	・ 乳幼児の食物アレルギー ・ 発達に困難さを抱える児への食事支援 ・ 生活リズムと睡眠
研修 5 妊産婦及びその家族に対する支援に関する研修	・ 父親支援 ・ 出生前検査と地域における支援 ・ HTLV-1陽性妊産婦への支援 ・ 事例紹介
研修 6 児童福祉施設等における食事の提供に関する研修	・ 児童福祉施設等における食事の提供ガイド ・ 栄養・食生活における特別な配慮を必要とするこどもへの支援 ・ 事例紹介

○9月～順次配信予定。2 か月間オンデマンド配信（要申込）。※研修により、配信時期が異なるため注意

○お申込み：母子保健指導者養成研修専用サイト（ <https://boshikenshu.cfa.go.jp> ）

健やか親子21全国大会及び健やか親子21内閣府特命担当大臣表彰について

健やか親子21全国大会について

- 成育医療等基本方針に基づく国民運動の一環として、**講演やシンポジウム**などの開催により、「健やか親子」の推進を図るとともに、成育過程にある者の心身の健やかな成育や妊産婦の健康の保持・増進に寄与する**取組を推進している個人・団体・自治体・企業を表彰**。

令和7年度は、11月27日（木）
※オンラインにて開催



健やか親子21全国大会
(母子保健家族計画全国大会)



健やか親子21内閣府特命担当大臣表彰について

- **功労者表彰**
成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与する取組に長年携わり、地域社会全体でこどもの健やかな成長を見守り育む地域づくりに貢献している個人及び団体を表彰するもの。
- **健やか親子表彰**
国及び地方公共団体が講ずる成育医療等の提供に関する施策に協力し、先駆的な取組により、成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与する自治体・団体・企業を表彰するもの。

令和7年度は、11月28日（金）
※こども家庭庁内での対面開催



健やか親子21公式ウェブサイト

(妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報サイト)

<https://sukoyaka21.cfa.go.jp/>



目的

成育医療等基本方針に基づく国民運動として、子育て当事者・国民全体へ妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報発信を行う。

主な掲載内容

健やか親子21と成育基本法について

成育基本法や健やか親子21応援メンバーである地方公共団体・企業・団体・大学等の活動内容について紹介しています。

マタニティマーク

マタニティマークの目的や使用ガイドなどを掲載しています。

母子健康手帳情報支援サイト

妊娠中から乳幼児までの健康に関する重要な情報や子育てに関する必要な知識を掲載しています。

データでわかる妊娠・出産・子育て

妊娠・出産・子育て期の健康についてデータとイラストでわかりやすく説明しています。

参考資料

調査研究事業などで作成された妊娠期から子育て期の健康づくりに参考となる資料を掲載しています。

産後ケア事業

産後ケア事業に関する動画、チラシ等を掲載しています。

ご清聴ありがとうございました

こどもまんなか
こども家庭庁

